

令和2年4月28日

保護者 様

倉敷市教育委員会

5月7日（木）からの倉敷市立学校の臨時休業について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本市におきましては、政府の「緊急事態宣言」を受け、倉敷市立学校について4月22日（水）から5月6日（水）まで臨時休業としておりましたが、このたび、4月28日（火）の倉敷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、5月20日（水）までの臨時休業延長が決定しましたので、御理解の上、御対応くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変化しているため、今後の状況に合わせ対応を見直す場合があることを申し添えます。

記

- 1 期 日 5月7日（木）～5月20日（水） 臨時休業
※登校日は随時（週1，2回）設定します
分散登校をしない下津井東小学校…火曜日が登校日①，金曜日が登校日②
<下津井東小学校の登校日：5/8(金) 5/12(火) 5/15(金) 5/19(火)>
- 2 内 容
 - ・感染症対策による臨時休業
 - ・緊急一時預かりは今までと同様に実施します。
 - ・5月21日（木）以降については、倉敷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針を踏まえ、授業再開について検討していきたいと考えています
- 3 その他
 - ・通級指導教室及び、幼児指導教室につきましては休室となります。
 - ・この度の臨時休業はこれまでの臨時休業の時とは異なり、緊急事態宣言の下での措置です。不要不急の外出はさけるようお子さんに指導ください。
※個別の散歩やランニングといった基礎体力を落とさない行動は必要ですが、友達とショッピングセンターへ行ったり、公園でサッカーをしたりといった行動は厳に慎むよう指導をお願いします。校庭の開放ありません。ただし、児童クラブでは、密集・密接を避けた形で使用できます。
 - ・休業中の「家庭での時間割」を利用し、規則正しい生活を送ることができるようにしてください。
 - ・お子さんに発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校日の有無にかかわらず学校へ連絡してください。
 - ・学校では、全ての教職員が健康観察を引き続き行い、勤務時間中マスクの着用等、感染予防を徹底していますので、御理解をお願いします。

4 緊急一時預かりについて

密閉・密集・密接の3密を避けるため、できる限り家庭で過ごすなど自粛をお願いします。真にやむを得ない理由で利用が必要な時は、次のように緊急預かりを実施します。

- ・ 期 間 5月7日（木）～5月20日（水）の平日
- ・ 預かり時間 学校の始業時刻 ～ 14：00まで（弁当持参）
- ・ 対 象 者 緊急やむを得ない理由で預かりが必要な児童
- ・ 登 下 校 保護者の責任で行う
- ・ 服 装 私服
- ・ 申 込 やむを得ず預かりが必要な児童は、最初の利用日に、「利用申込書」（別紙）を提出する。

- ・ 預かり時の持参物 弁当，水筒，学校から指示のあったもの 等

※ 発熱等の風邪の症状がみられる場合には、登校を控え自宅で様子を見てください。

※ 感染リスクを最小限に抑えるため、マスクの着用を必ずお願いします。

学校休業中の預かり申込書

児童について

学年・クラス（ 年 組）

氏名（ ）

預かりが必要な理由

（ ）

保護者について

氏名（ ）

預かり時間中に連絡がつく電話番号

（ ）

その他

申込時点で分かっている利用しない日

（ ）

※期間中で利用しない日については、当日の朝 8:30 までに学校に
連絡してください。